

公 示

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件公示にかかる事案に利害関係を有し、当局の行う意見の聴取において陳述をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記の事項を記載した意見の聴取申請書を運輸局長あて提出されたい。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年1月10日

中部運輸局長 中村 広樹

事 案 の 公 示

(公示番号第73号)

〔 令 和 7 年 1 月 1 0 日 公 示 〕
〔 中 部 運 輸 局 〕

件 名 一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃等の上限に関する認可申請

事案番号	申請者の氏名 又は名称	事案の概要	備考
B-1	北恵那交通 株式会社	対キロ区間制 基準賃率 66円74銭 (46円90銭) 初乗運賃 200円 (180円)	

※ () 内は現行運賃